

役員等の報酬に関する規程

【 社会福祉法人 一石会 】

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬について定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等の報酬については、別表1及び2に定める額とする。尚、当法人職員を兼務する役員には職員給与を支給していることから支給しないものとする。

(常勤役員等の報酬額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員が理事会及び評議員会に出席した場合及び評議員が評議員会に出席した場合は、当該非常勤役員及び評議員に対して別表3の報酬を支給する。

2. 非常勤役員及び評議員が法人および園の職務により出張したときは、別表4の旅費を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会に評議員選任・解任委員会委員が出席した場合は、別表3に定める額の報酬を支給するものとする。

(報酬の支払方法)

第6条 前各条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 60万円
理事	月額 50万円

別表2 (常勤役員等の賞与)

役職名	夏季賞与	冬季賞与
理事長	2ヶ月分	2ヶ月分
理 事	2ヶ月分	2ヶ月分

別表3 (非常勤役員等の報酬)

役職名	内 容	日 額
理事・監事	理事会への出席	20,000 円
理事・監事・評議員	評議員会への出席	20,000 円
監 事	監事監査への出席	50,000 円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員への出席	20,000 円

別表4 (非常勤役員等の出張旅費)

内 容	日 額
法人及び施設業務の為の出張	25,000 円
宿泊費	20,000 円
交通費	実 費

附 則

この規程は昭和 61 年 9 月 6 日より施行する。

平成 9 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 16 年 11 月 17 日一部改正する。

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正する。

平成 29 年 6 月 22 日 一部改正する。

平成 30 年 6 月 27 日 一部改正する。